

## 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実績報告書

## 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン ココロノマド			
法人名	社会福祉法人 こころの窓			
法人所在地	〒 5998114	大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号		
フリガナ	タナカケンゴ			
書類作成担当者	田中研吾			
連絡先	電話番号	072-286-2260	E-mail	jimukyoku@kokoronomado.or.jp

## 2 実績報告について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年2~5月分)	1,905,053	円	
②賃金改善の所要額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	2,127,113	円	← ○
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)			
i)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年4・5月分)	973,143	円	( 218.58 ) % ← ○
ii)賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)	2,127,113	円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の所要額(右側の額はi欄の額の2/3以上となること)	2,127,113	円	
福祉・介護職員の賃金改善の所要額(参考)	1,899,607	円	
うち、基本給等による改善の所要額	1,899,607	円	( 100.00 ) %
(一月あたり)	949,804	円	
その他の職員の賃金改善の所要額(参考)	227,506	円	
うち、基本給等による改善の所要額	227,506	円	( 100.00 ) %
(一月あたり)	113,753	円	
④ベースアップの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した	実施した場合、ベースアップ率	2.35%
	<input type="checkbox"/> 実施していない		実施していない場合、やむを得ない事情

## 【記入上の注意】

- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
  - I 交付金による賃金改善の総額が交付金による収入額以上となること
  - II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
- ②「賃金改善の所要額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- 「ベースアップ」とは、「賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること」を指す。

## 3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

① 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額((ア)-(イ))(②以上の額となること)	122,314,149	円	← ○
(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額	124,219,202	円	
(イ)令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金の総額	1,905,053	円	
② 令和5年2月から5月の賃金総額	119,252,603	円	← ○

## 【記入上の注意】

- 事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月に降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。

## 備考欄

ベースアップ率については、常勤、パートそれぞれ個人々人のアップ率を算出し、それらを平均した値。額面にして常勤職は月当たり4,800円、パート職は時間当たり30円の基本(時)給のベースアップを実施した。

## 4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約



実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 9 月 13 日 法人名 社会福祉法人こころの窓  
代表者 職名 理事長 氏名 田中研吾

## 【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

### (確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	○
2 実績報告について	
② 賃金改善の所要額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額以上となること	○
③ 基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)が交付金額(令和6年4・5月分)の2/3以上となること	○
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げしていない	○
4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約	
誓約について、空欄の項目がない	○